

土地改良区の役員の就退任の公告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、藤高土地改良区の役員が次のように退任し、及び就任した旨の届出がありました。

令和 8年 4月22日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 退任役員

監事 山田 信正 名古屋市港区藤高一丁目 144番地

2 就任役員

監事 山田 文明 名古屋市港区七島二丁目 262番地の 1

名古屋市緑政土木局農政部都市農業課